

# 壳木村

## 子ども・子育て支援事業計画



令和2年4月  
長野県 壳木村

## 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
1. 計画策定の背景と趣旨 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
2. 計画の位置づけと期間 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
(1) 計画の位置づけ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
(2) 他の計画との関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
(3) 計画の期間 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
4. 計画の策定方法 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
(1) 計画の策定組織 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
(2) 実態把握 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
<b>第2章 売木村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状</b> ······ ······ ······ ······	5
1. 人口・少子化の動向 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
(1) 人口の推移 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
① 総人口の推移 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
② 年齢3区分別人口の推移 ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
(2) 出生の動向 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	6
① 出生数の動向 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	6
2. 売木村の教育・保育事業等の状況 ······ ······ ······ ······ ······	6
(1) 保育園の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	6
① 園児数の推移 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	6
② 園児数の見込 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
(2) 小学校の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
① 小学校児童数の推移 ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
② 小学校児童数の見込 ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
3. ニーズ調査の結果概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
(1) 調査の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
① 調査目的 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
② 調査項目 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
③ 調査対象者 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
④ 回収結果 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
(2) 家族の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
① アンケートの回答者 ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
② 回答者の配偶者の有無 ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
③ アンケート対象の子どもの分布 ······ ······ ······ ······ ······	9
(3) 子育ての状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
① 主に子育てを行っている人 ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
(4) 保護者の就労状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
① 保護者の就労形態 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
② 母親の就労意向 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	11
(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望 ······ ······ ······ ······	11
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ······ ······ ······ ······	11

(6) 放課後児童クラブについて ······	12
① 放課後児童クラブの利用希望について ······	12
(7) 売木村の子育ての環境・支援に対する評価と要望 ······	12
① 売木村の子育ての環境や支援への満足度 ······	12
<b>第3章 計画の基本理念と施策 ······</b>	<b>13</b>
1. 基本理念 ······	13
2. 子ども・子育て支援事業の体系 ······	14
3. 基本目標 ······	14
(1) 健やかに産み育てる環境づくり ······	14
(2) 子育て家庭を支援する仕組みづくり ······	14
(3) 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり ······	15
(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり ······	15
(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり ······	16
<b>第4章 子ども・子育て支援事業計画 ······</b>	<b>16</b>
1. 教育・保育提供区域の設定 ······	16
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期 ···	16
3. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について ······	17
(1) 保育園と小学校との円滑な接続の推進 ······	17
(2) 保育園保育士に対する研修の充実等による資質向上 ······	18
(3) 保育園における自己評価、関係者評価等を通じた運営改善 ······	18
4. 外国につながる幼児への支援・配慮について ······	18
5. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び確保の方策 ······	18
(1) 乳児家庭全戸訪問事業 ······	18
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ······	19
(3) 延長保育（時間外保育事業） ······	19
(4) 病児・病後児保育事業 ······	19
(5) 一時預かり事業（一時保育） ······	19
(6) 妊婦健康診査事業 ······	20
6. 次世代育成支援事業に関する事業 ······	20
<b>第5章 計画の推進体制 ······</b>	<b>22</b>
1. 関係機関等の連携 ······	22
2. 計画の達成状況の点検・評価 ······	22
3. 計画の周知 ······	22
<b>【資料編】</b>	
「子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査結果 ······	23

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

壳木村では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、平成27年4月から平成31年3月までを第1期とした「壳木村 子ども・子育て支援事業計画」を策定して行つきました。

子ども・子育て支援法のねらいは、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が目的でした。また、令和2年度を開始する第2期計画の策定に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定及び児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させること、そして幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に基づく基本方針の改正も行われております。

のことから、壳木村においても未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うために、適切な支援が確実に届く仕組みづくりが大切です。また生まれてきて良かった、育てて良かったと思えるような地域づくりを目指し、壳木村における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点からの取組みを進めています。これらのことからも、壳木村においても「子ども・子育て支援事業計画」の第2期を策定します。

## 2. 計画の位置づけと期間

### （1）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取組みを進めてきた「壳木村次世代育成支援対策推進行動計画」を引き継ぎ、一体化した計画として位置づけます。

## （2）他の計画との関係

本計画は、村のまちづくりの基本となる「売木村総合計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、その他関連計画である児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」との整合を図って策定します。

## （3）計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

# 4. 計画の策定方法

## （1）計画の策定組織

本計画は、関係行政機関の職員及び子育て支援関係団体の代表者で構成される「売木村要保護児童対策地域協議会」での検討を踏まえ策定しました。

## （2）実態把握

本計画の策定にあたり、「売木村子ども・子育て支援に係るニーズ調査」を実施しました。

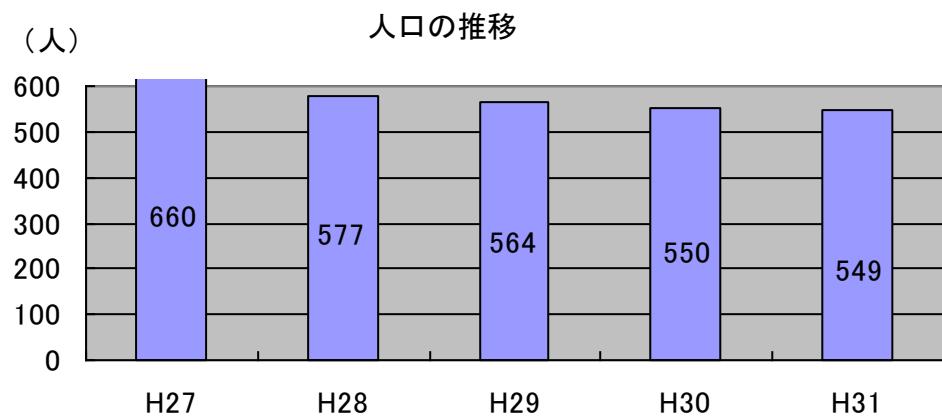
## 第2章 売木村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 人口・少子化の動向

#### (1) 人口の推移

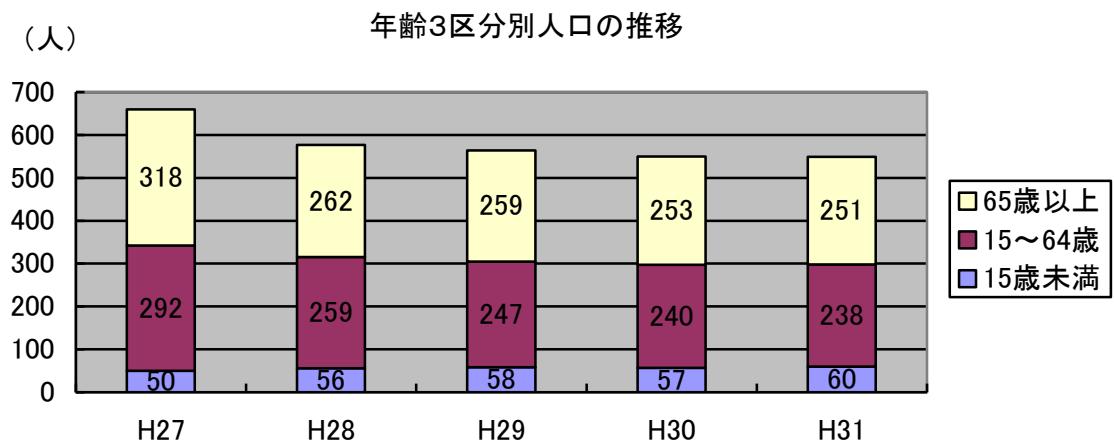
##### ① 総人口の推移

売木村の人口推移をみると平成22年度606名と600名いた人口も、その後の総人口は緩やかに減少傾向となっております。



##### ② 年齢3区分別人口の推移

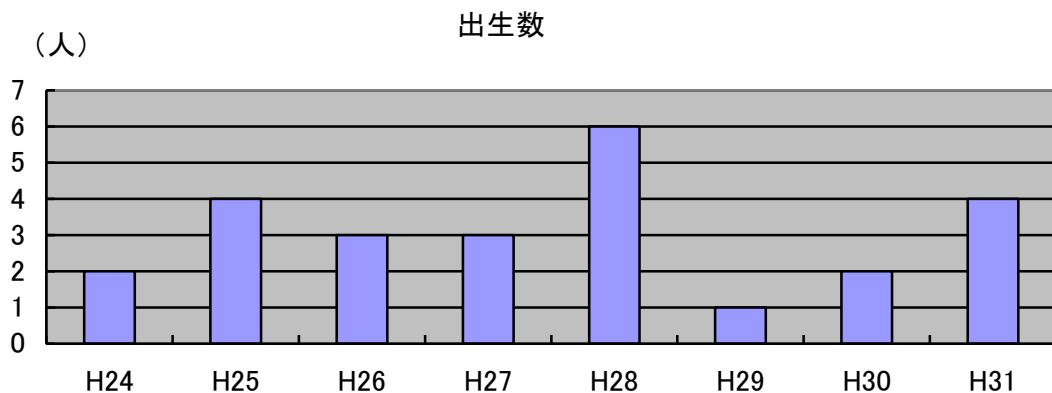
どの年齢区分も人口は減少傾向にありますが、特に生産年齢である15歳～64歳の人口の減少が著しい状況です。年少人口については、大きな変動はありませんが山村留学生徒がいること、またIターンによる維持も考えられます。



## (2) 出生の動向

### ① 出生数の動向

平均して3人から4人で推移しています。平成28年度は出生が多い結果となっていますが、第2子や学校の先生の妊娠等重なったことも考えられますが、年々減少しており今後は1~2名程度と思われます。

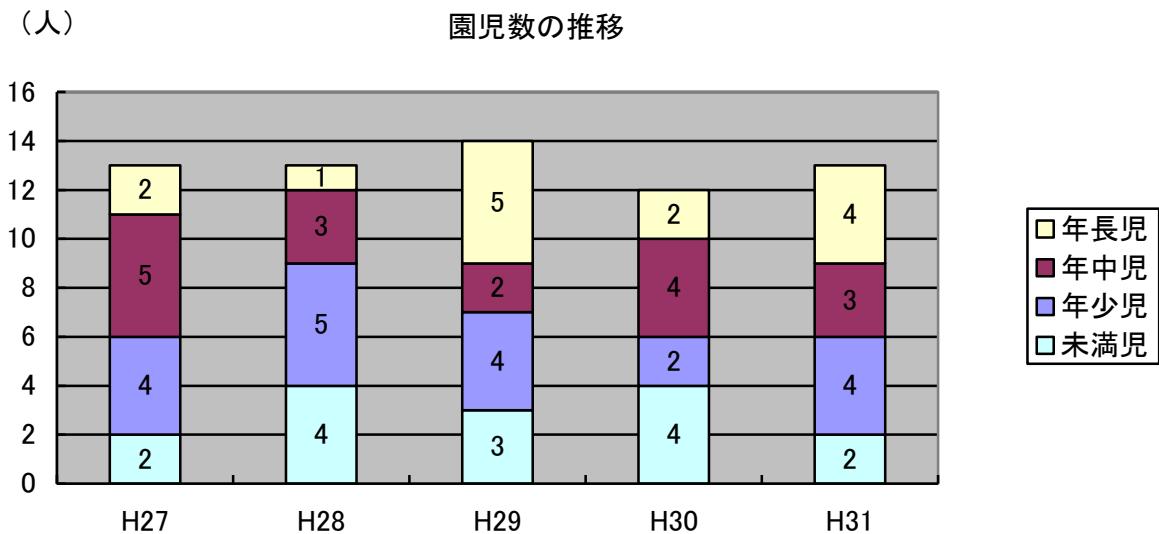


## 2. 売木村の教育・保育事業等の状況

### （1）保育園の状況

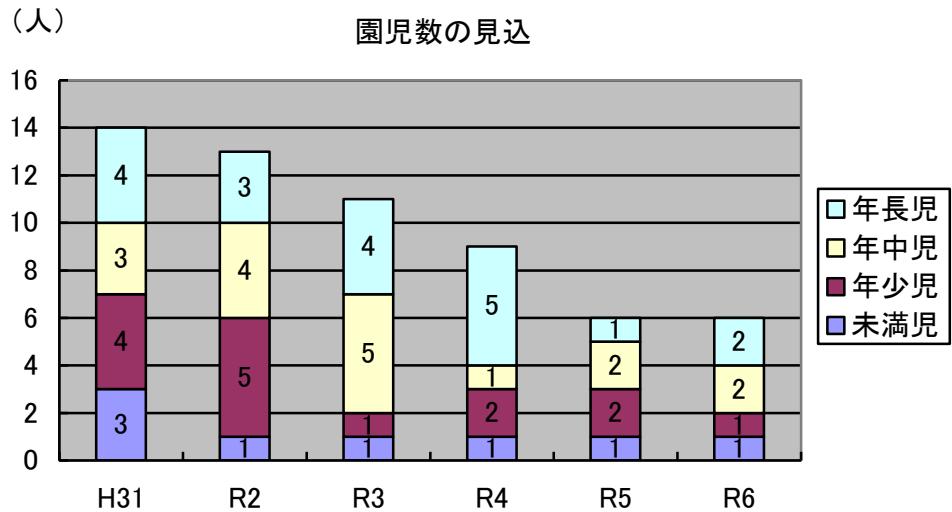
#### ① 園児数の推移

年度差はありますが、年々減少傾向にあります。年度初めに転入等あり増加している年度もありますが、駐在所やその後の転出もあり今後も減少していくと思われます。



## ② 園児数の見込

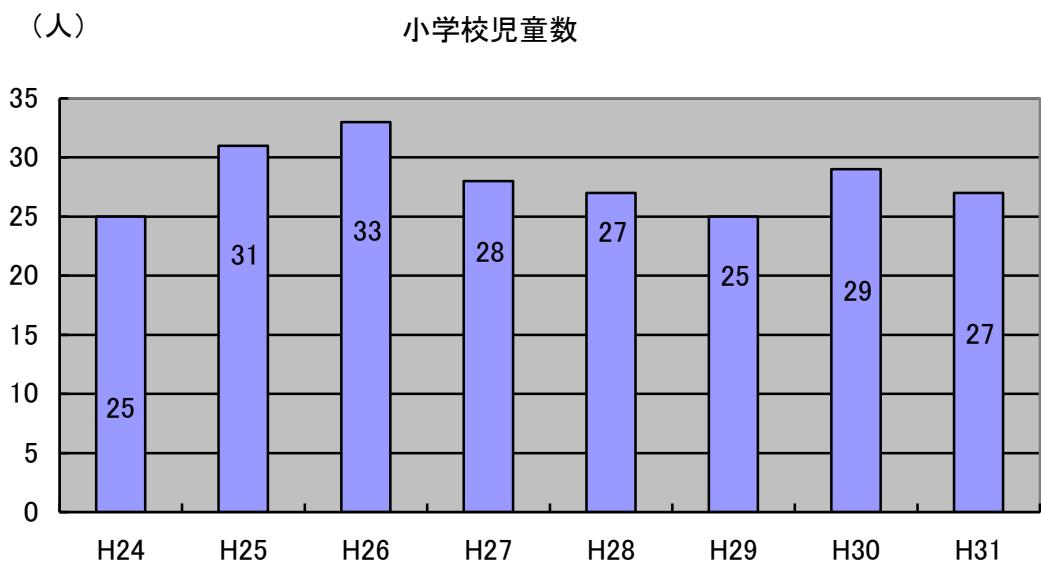
平成31年までは園児数は10人前後で推移していましたが、その後年々減少していく見込みとなっています。令和3年度より減少率が大きくなる見込みです。



## (2) 小学校の状況

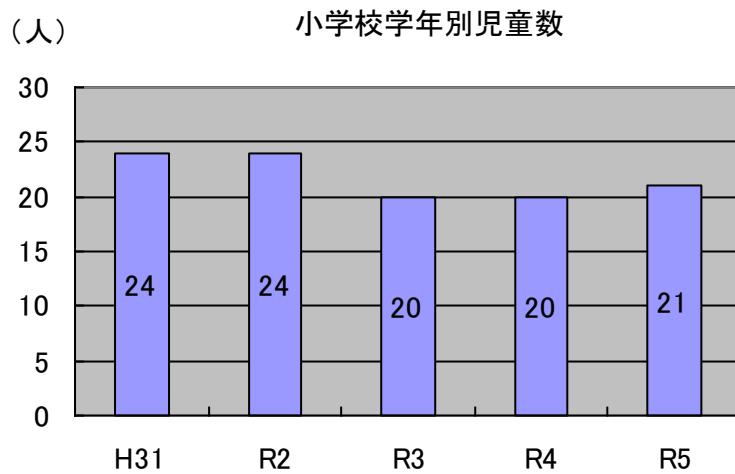
### ① 小学校児童数の推移

児童数は、山村留学生の人数も含まれているため大きな減少はみられませんが、増減しつつ少しづつ減少していくものと思われます。



## ② 小学校児童数の見込

保育所と同様、令和3年ころより減少傾向となっています。



## 3. ニーズ調査の結果概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

子ども・子育て支援法に基づく新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、また教育・保育給付及び子育て支援の「量の見込み」に関する現状や今後の利用希望などを把握し、その内容を令和2年度から5年間を一期とする「壳木村子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、ニーズ調査を実施しました。

#### ② 調査項目

住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について。

#### ③ 調査対象者

令和元年5月1日現在、村内に在住する小学校修了前までのこどもを持つ保護者。

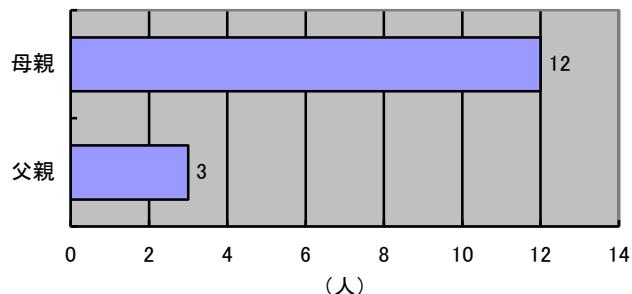
#### ④ 回収結果

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	23	15	65.2%

## (2) 家族の状況

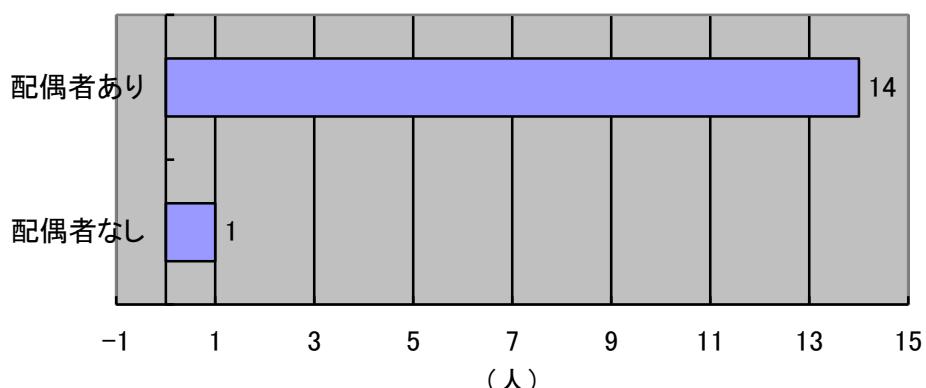
### ① アンケートの回答者

母親が74%、父親が26%となってています。



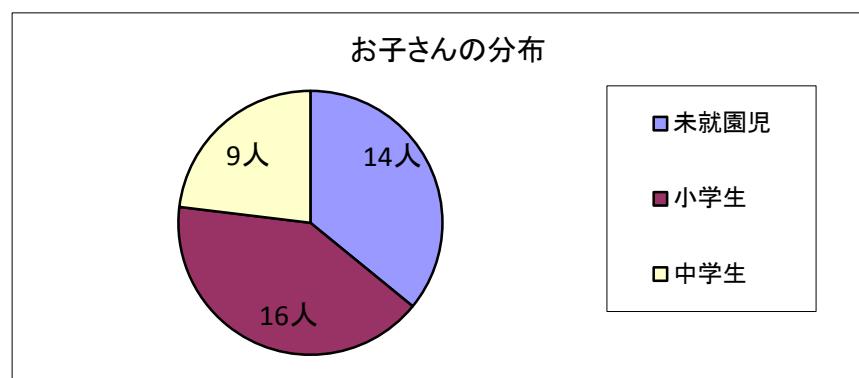
### ② 回答者の配偶者の有無

ひとり親家庭の割合は、6.6%となっております。



### ③ アンケート対象の子どもの分布

子どもの分布は未就学が4割弱、小学生が4割、中学生が2割で、一世帯当たり2.6人となっています。

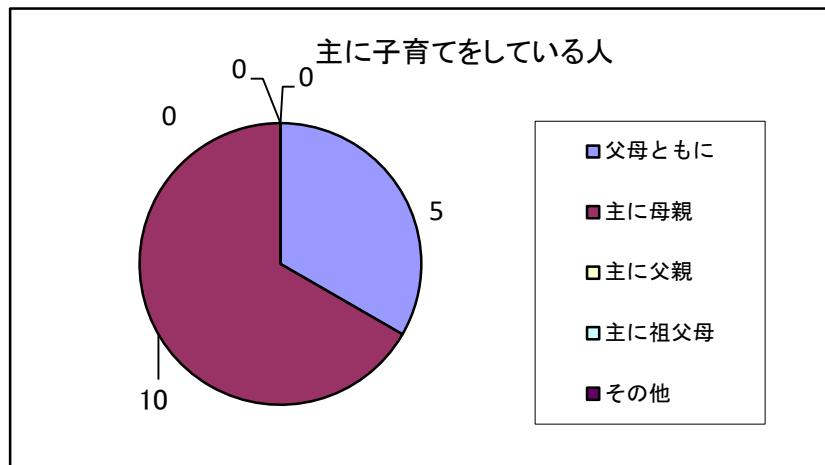


お子さんの数：一世帯当たり平均 2.3人 (前回調査より0.3人減)

### (3) 子育ての状況

#### ① 主に子育てを行っている人

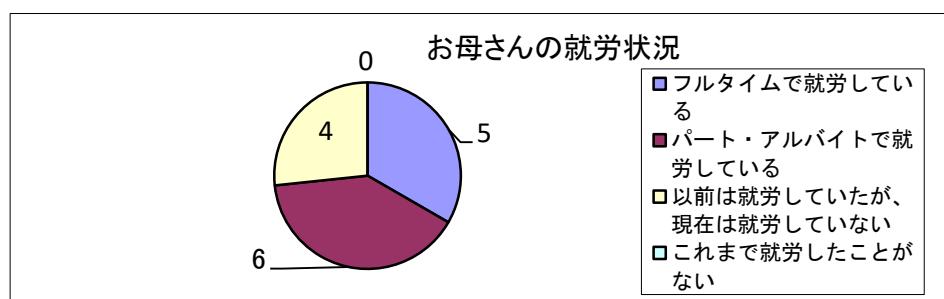
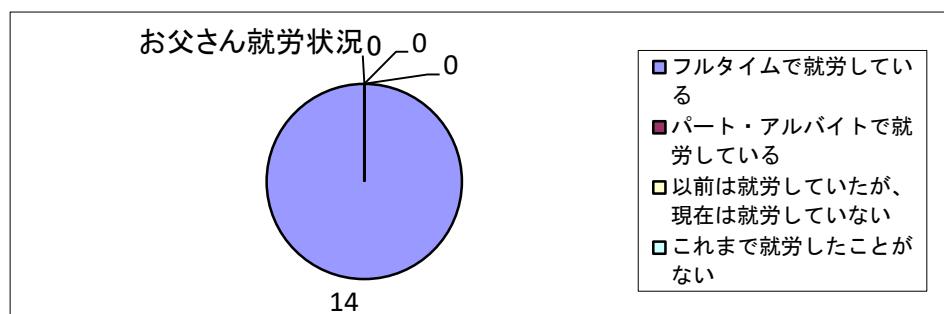
「主に母親」が7割で最も多く、次いで「父母ともに」が3割となっています。



### (4) 保護者の就労状況

#### ① 保護者の就労形態

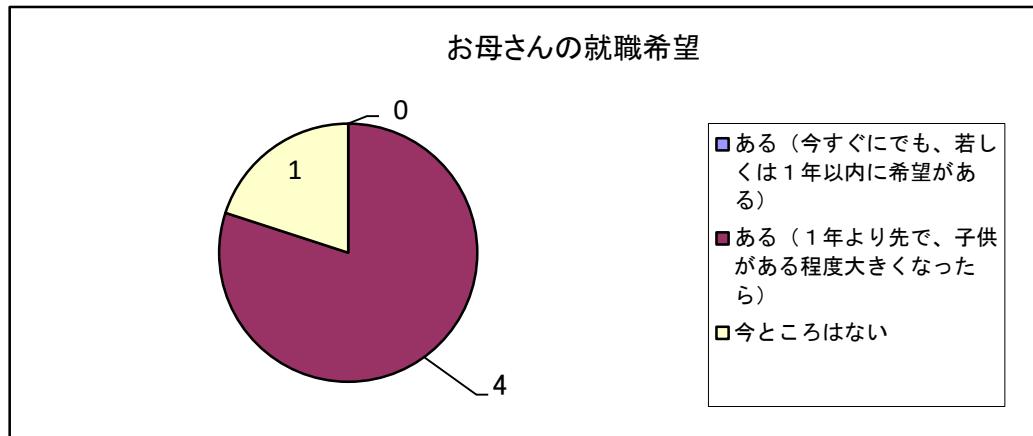
母親の就労状況は、現在就労中が7割となっておりますが、前回調査の時に母親の就労が5割であり、就労する母親が増えています。一方、父親の就労状況は全員が「フルタイムで就労」で同様の結果でした。



## ② 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、8割が「ある」と回答しています。この結果についても、前回調査より就労希望している母親が多くなっています。

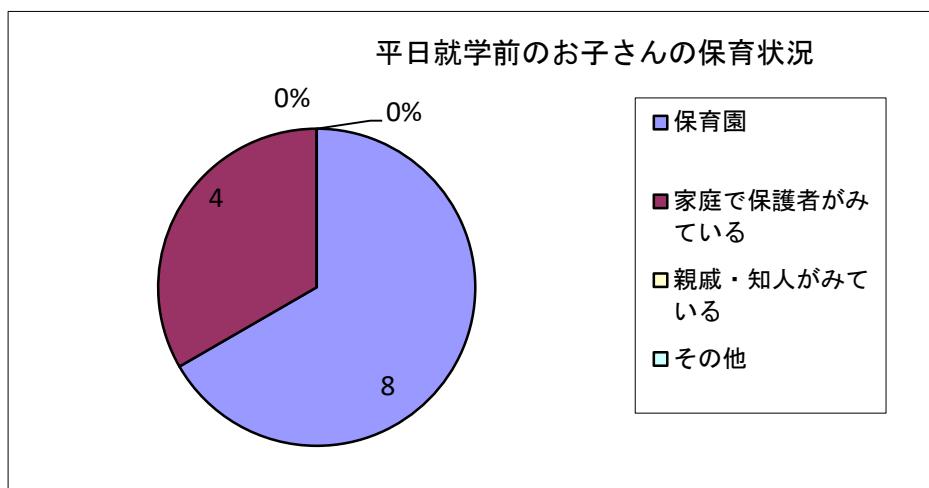
【母親が就労していない人のみの回答】



## (5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

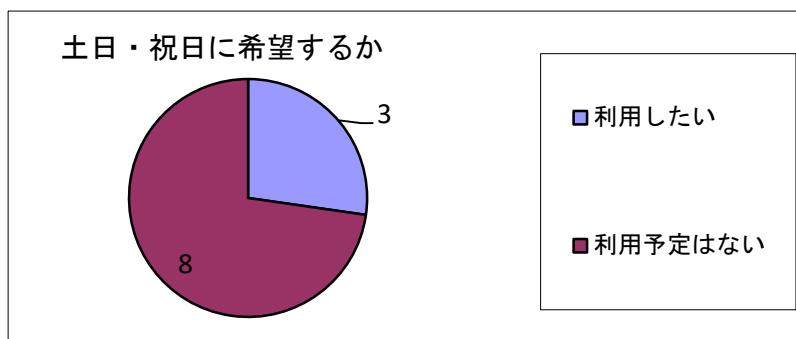
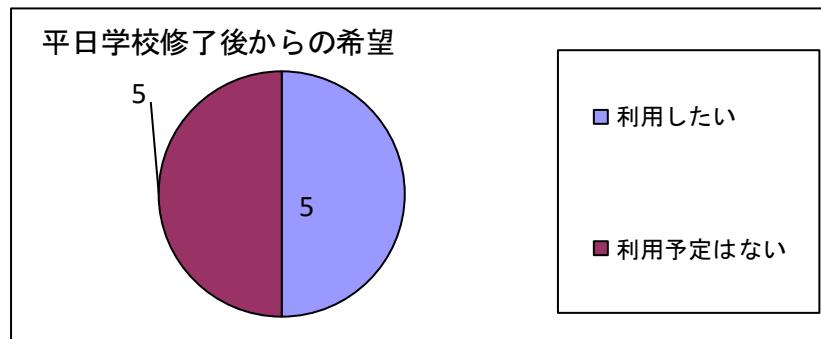
3歳以上は全員が村保育所を利用しています。保育所へ預けている方で、朝の延長保育を希望される方はいませんでした。また、土日（祝日）の保育についての希望調査では、土曜日について「ほぼ毎週利用したい」1名、「月に1～2回利用したい」1名、「利用希望はない」5名、日曜日についても同様の結果となりました。



## (6) 放課後児童クラブについて

### ① 放課後児童クラブの利用希望について

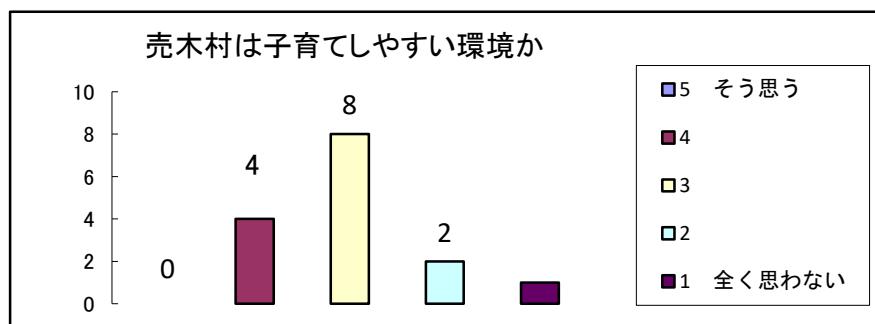
平日の利用希望が5割あります。土日については3割弱の方の希望が見られました。売木村は、現在放課後児童クラブはありませんが、教育委員会による放課後支援事業を実施しています。



## (7) 売木村の子育ての環境・支援に対する評価と要望

### ① 売木村の子育ての環境や支援への満足度

「普通」が一番多いですが、「思わない・全く思わない」が20%となっています。



## 第3章 計画の基本理念と施策

### 1. 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、売木村における将来の活力ある社会の担い手育成につながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子を持つ親自身の成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

売木村は、「子どもを産み、育てたい保護者が適切・効果的なサービスを享受でき、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくり」を本村が目指す方向性として、誰もが安心して子どもを生み育てることのできる環境を整え、家庭や地域における子育てへの支援を通して、すべての村民が生きがいを持って健やかに暮らすことができ、人と人とのつながりや温もりに満ちたまちづくりを進めます。

また、何よりも子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくることが、地域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

そして、児童福祉法改正等を受け児童虐待防止対策について「子どもの権利擁護に関する、体罰によらない子育て等を推進すること」、「児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進」や児童福祉法（平成28年改正）の新しい理念である子どもの権利保障、子どもの家庭養育優先原則を実現していくことができるように、子どもの最善の利益を実現していくことを踏まえながら策定します。

## 2. 子ども・子育て支援事業の体系

子ども・子育て支援法は、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で成立されました。この制度は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が主体となり実施されるものです。また、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育無償化は、子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われるものです。

## 3. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を第2期も掲げ、総合的な施策の一層の展開を図っていきます。

### (1) 健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減・解消、子どもの疾病予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援を推進していきます。また、父親・母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取組みます。

これらにより、母子保健医療提供サービスの水準を向上させるとともに、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させ、児童虐待の発生予防から自立支援までの取組みを推進していきます。

### (2) 子育て家庭を支援する仕組みづくり

これまでの国民の意識として、男性は仕事、女性は育児という考え方を持つ人が大多数を占めていました。また、社会の構造もそれに適応したシステムになっていた部分が多くかったことは否定できません。しかし、これからは男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てるという意識の醸成を図ることとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることが大切と思われます。それにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ることも可能と考えられます。次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て

の孤立等の問題を踏まえて、広くすべての子どもと家庭への支援が大切になってくると思われます。

また、女性の社会進出の増加に伴い（働くを得ない人も多いことに注意を要します。）、子育てをしながら働きやすい環境づくりを一層推進する必要があります。

更に、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じができる環境づくりや、子育て家庭に関する様々な地域資源の連携がその力を十分に発揮できる仕組みづくりが求められます。

#### （3）豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

「子どもの最善の利益を確保することが大人の義務である」を基本に、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現を目指します。また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、被害にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。

#### （4）次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するためには、幼児教育が重要となります。家庭、学校、地域が連携し本来持っている教育力を活かす施策も重要と考えられます。高齢者の知識や知恵、子育てを終了した保護者等に積極的に参加していただき、住民パワーの活性化を図ることが必要です。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実させるとともに、親子のふれあいを重視した取組みも必要と考えられます。

学校においては、社会生活を送るうえで必要な基礎・基本の確実な定着と個性を活かす学校教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育んでいく教育が重要です。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進する必要があります。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などを、地域の教育資源等を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会づくりも必要と考えられます。

また、将来親となる若い世代に対しても、豊かな人間性を形成し、自立して家庭

を持つことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めること、そして心身の健全な成長を支援する思春期の保健対策も重要な課題と思われます。

#### (5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して産み育てるためには、快適な居住空間や安心して活動できる生活空間が必要となります。子どもや子育て家庭に配慮した住空間の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

### 第4章 子ども・子育て支援事業計画

#### 1.教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国的基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本計画においては、子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育が受けられる環境づくりを基本としつつ、これまでの施設利用の環境に基づいた体制づくりを進めていくこととし、売木村全域を1つの単位とします。

#### 2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

##### ●認定区分

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	認定こども園 幼稚園

2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	認定こども園 保育所
3号認定	0歳、1～2歳	保育の必要性あり	認定こども園 保育所 地域型保育

※3号認定については、0歳、1～2歳を区分して必要利用定員総数を算定

#### ●年度別教育・保育の量の見込

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定	11人	10人	7人	9人	8人
3号認定	1人	1人	1人	1人	1人

保育所は公立保育所が1か所のみで定員が20名で今後の量の見込みから、保育施設の提供体制は十分確保されています。また、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育無償化に伴い、利用者のニーズと、質の確保、施設運営のバランスを考慮し、提供体制が確保できる計画とします。

### 3. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

子ども・子育て支援事業計画において幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要なものとなっています。

#### (1) 保育園と小学校との円滑な接続の推進

保育園児童と小学校児童との交流活動や小学校への接続を意識したカリキュラムの作成など、保育園と小学校が連携を図り、円滑な接続を推進していきます。また、現在保小連絡会を実施するなど情報共有も行われており、年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に活かすことができるよう連携強化を図ります。このように保育園より小学校へ上がった際の支援が円滑に進むよう連携を図ることができますが、今後とも向上していくよう推進してい

きます。

(2) 保育園保育士に対する研修の充実等による資質向上

保育士の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣等）や各職階・役割に応じた研修、飯伊圏域等の研修、分野別研修等の研修に参加できるよう促し、支援していきます。

(3) 保育園における自己評価、関係者評価等を通じた運営改善

保育園保育士において自己評価を行い、評価から明らかになった内容に基づき運営改善を行います。また、関係者等から支援の機会も設け、保育所運営が円滑に行われるよう評価体制を構築していきます。

#### 4. 外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した乳幼児や外国人乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児など、外国人に繋がる乳幼児が今後転入されることも考えられるため、その両親及び乳幼児が保育所や壳木村の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳ボランティア等の派遣や外国語版母子手帳の活用、村在住の協力隊支援活用等受け入れ態勢を整え、支援を行えるようにしていきます。

#### 5. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び確保の方策

子育て支援事業等の利用状況やニーズ調査等による利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者的心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行い、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2人	1人	1人	1人	1人
供給量	2人	1人	1人	1人	1人

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

現在放課後児童クラブはありませんが、教育委員会で実施している放課後支援事業で対応していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

## (3) 延長保育（時間外保育事業）

現在数人の利用があり、今後も保護者の希望により実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2人	2人	2人	2人	2人
供給量	2人	2人	2人	2人	2人

## (4) 病児・病後児保育事業

ニーズ調査等による利用の希望はありませんが、現在広域により実施体制はあります。しかし周知されていないので利用しやすい環境をつくります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

## (5) 一時預かり事業（一時保育）

ニーズ調査等による利用の希望はありませんが、随時受け付けているので、引き続き周知し利用しやすい環境をつくります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
供給量	0人	0人	0人	0人	0人

## (6) 妊婦健康診査事業

妊婦一般健康診査は14回及び超音波検査等の受診票を交付し、健診費用を全額補助しています。現在実施している妊婦健診の受診状況等を踏まえ、適切な受診を促進し、保健師による相談体制を整えます。また、産後に行われる産婦（後）健診についても、2回分の受診票を交付し実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1人	1人	1人	1人	1人
供給量	1人	1人	1人	1人	1人

## 6. 次世代育成支援事業に関する事業

### (1) 地域における子育ての支援

子ども・子育て支援事業計画に従い、村で行っている子育て支援サービスの充実を図ります。そのため、各種サービス等が対象者へ十分周知されるよう子育てに関する資料・パンフレット等を配布し、情報提供を行います。また、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策及び子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり等あらゆる分野間の連携を充実していきます。

### (2) 児童虐待防止対策の充実

壳木村要保護児童対策地域協議会をもとに、関係機関の情報共有のために、学校及び教育委員会、住民課（課長・要対協事務局・保健師・保育士）、他関係者との必要時に会議を開催し、情報共有・支援検討等を行い児童虐待に繋がらないよう連携を図っています。それにより、発生予防・早期発見・早期対応に努めています。また、今後「子ども家庭総合支援拠点事業」を実施し、日常的に相談しやすい関係を構築し早期対応を図ることを検討していきます。

### (3) ひとり親家庭支援

手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めます。

### (4) 児童発達支援

妊娠期からの健康管理・訪問等によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業との連携により、早期からの対応を図り、子どもの育つ

力、子どもを養育する家族の力を引き出す支援に努めます。村内には専門機関等ありませんが、飯田市にあるこども発達センターひまわり等の専門的な支援を受け、連携を密にしながら、一人一人のニーズに合った母子及び家族への支援を行うなど、支援体制の整備を行います。また、支援側の知識・技術向上にも努めます。

支援が必要なお子さんの健全な発達を支援し、この地域で安心して生活し、子育てができるよう、療育と教育とが連携し乳幼児期から学童期の継続した支援につなげていきます。

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 関係機関等の連携

#### (1) 関係機関や住民等との密接な連携

本計画を推進するにあたり、地域住民及び関係諸機関の理解と協力が不可欠であります。地域住民及び関係機関へ計画の趣旨を理解してもらう啓蒙活動を推進する必要があります。そして密接な連携をとり、地域全体で計画の推進を図ります。

#### (2) 庁内の連携

本計画に関わる事業は、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課と幅広い連携を図り、計画進捗評価のための庁内会議を開催します。

### 2. 計画の実施状況の点検・評価

本計画の実施状況については、壳木村要保護児童対策地域協議会において、毎年度点検、評価を実施し地域内への公表を行います。実施状況等の検証を踏まえ、都度計画の検討及び修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

### 3. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本村が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせてていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めています。

## **資料編**

### **「子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査結果**

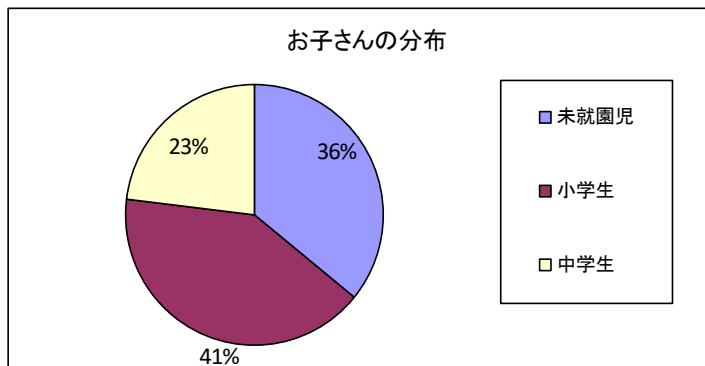
## 「子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査結果

【全員回答】

問1 すべてのお子さんについて、現在の年齢及び就学状況をご記入下さい。

区分	人数	合計
未就園児	14	
小学生	16	
中学生	9	
合 計	39	

お子さんの数  
1世帯当たり平均 2.3人

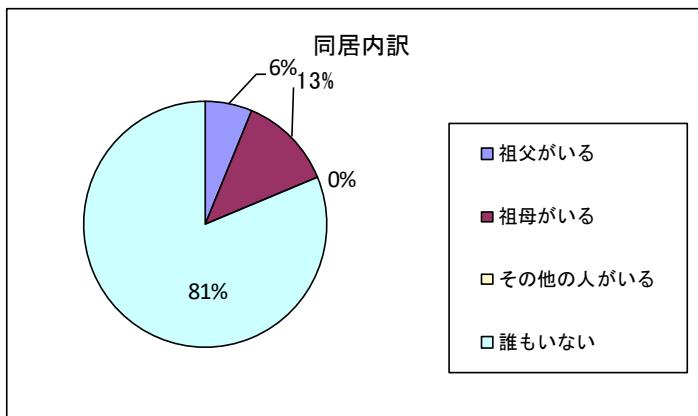


問2 お父さんとお母さんの年齢を教えてください。

種別	平均年齢
お父さん	41.53
お母さん	38.71

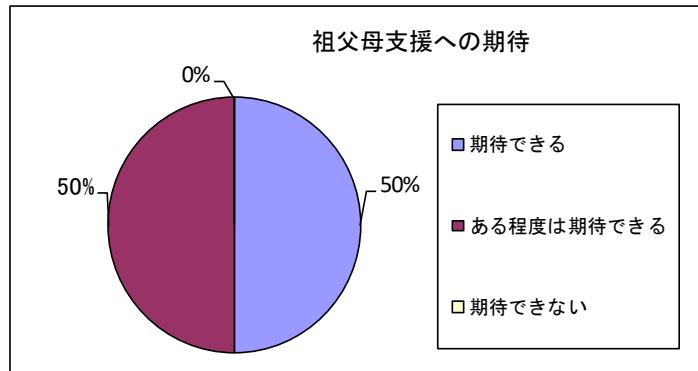
問3 お子さんやご両親以外に、祖父や祖母等が一緒に同居していますか。

種別	回答数	合計
祖父がいる	1	
祖母がいる	2	
その他の人がいる	0	
誰もいない	13	



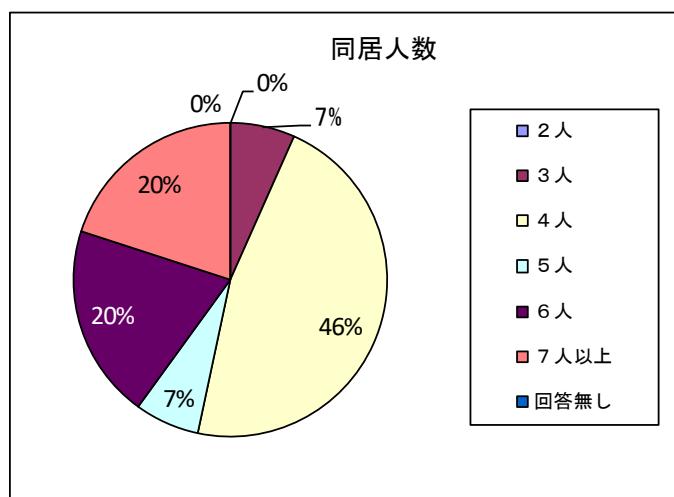
問3－1 祖父母の子育て支援を期待できますか。 (問3で祖父母がいるに○をした方のみ)

種別	回答数	合計
期待できる	1	
ある程度は期待できる	1	
期待できない	0	



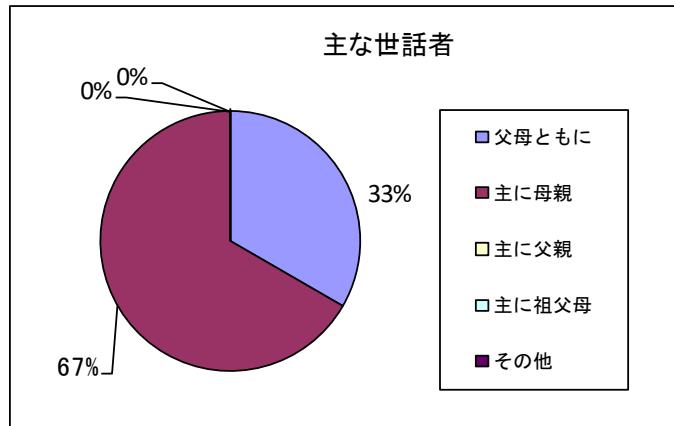
問4 同居している家族全員の人数は何人ですか。

回答数	合 計
種別	
2人	0
3人	1
4人	7
5人	1
6人	3
7人以上	3
回答無し	0



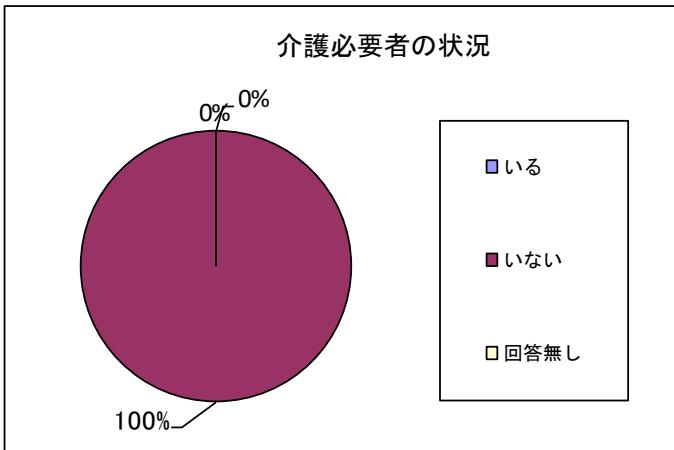
問5 お子さんの身の回りの世話など主にしている方はどなたですか。

回答数	合 計
種別	
父母ともに	5
主に母親	10
主に父親	0
主に祖父母	0
その他	0



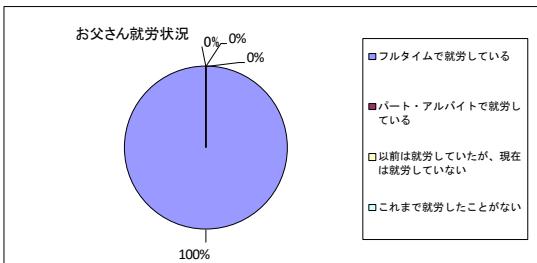
問6 ご家族の中に、在宅で介護を必要とする方はいますか。

回答数	合 計
種別	
いる	0
いない	15
回答無し	0

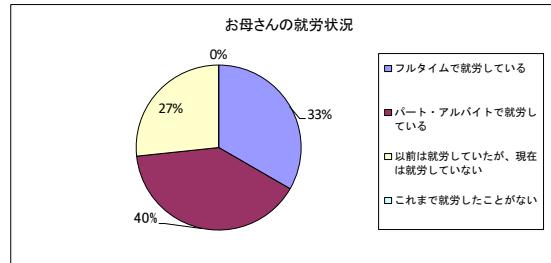


問7 お父さんとお母さんの就労状況をお知らせ下さい。

《お父さん》	回答数
フルタイムで就労している	14
パート・アルバイトで就労している	0
以前は就労していたが、現在は就労していない	0
これまで就労したことがない	0

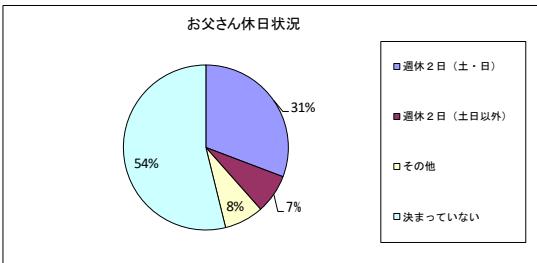


《お母さん》	回答数
フルタイムで就労している	5
パート・アルバイトで就労している	6
以前は就労していたが、現在は就労していない	4
これまで就労したことがない	0

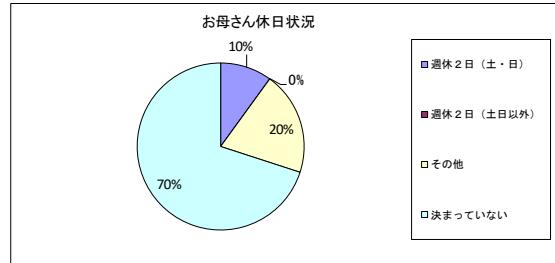


問7-1 休日は何曜日ですか。（問7で1又は2と答えた方のみ）

《お父さん》	回答数
週休2日（土・日）	4
週休2日（土日以外）	1
その他	1
決まっていない	7

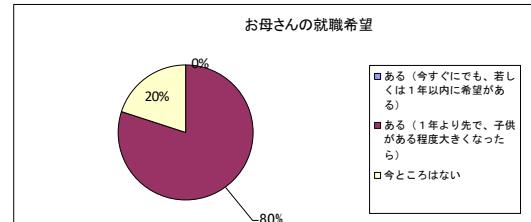


《お母さん》	回答数
週休2日（土・日）	1
週休2日（土日以外）	0
その他	2
決まっていない	7



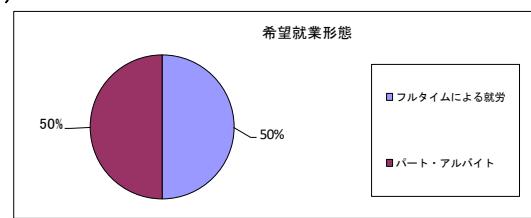
問8 お母さんの就職希望はありますか。（問7「お母さんの職業」で3・4と答えた方のみ）

種別	回答数	合計
ある（今すぐにでも、若しくは1年以内に希望がある）	0	
ある（1年より先で、子供がある程度大きくなったら）	4	
今ところはない	1	



問8-1 どのような就業形態を望みますか。（問8で1又は2に○をした方のみ）

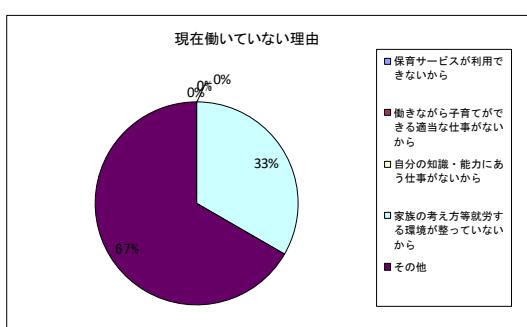
種別	回答数	合計
フルタイムによる就労	2	
パート・アルバイト	2	



問8-2 就職希望がありながら現在働いていないのは理由はなんですか。

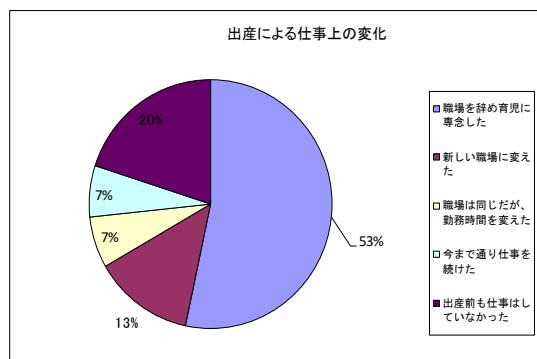
種別	回答数	合計
保育サービスが利用できないから	0	
働きながら子育てができる適当な仕事がないから	0	
自分の知識・能力にあう仕事がないから	0	
家族の考え方等就労する環境が整っていないから	1	
その他	2	

★その他の意見：  
就労希望のため学校へ  
子どもが小さいから



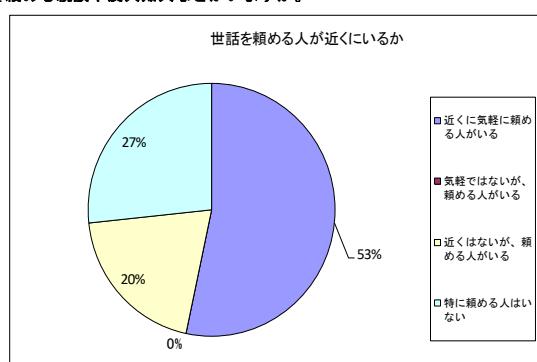
問 9 お母さんは初めてのお子さんが産まれる前と後では、仕事上の変化がありましたか。

種別	回答数	合計
職場を辞め育児に専念した	8	
新しい職場に変えた	2	
職場は同じだが、勤務時間を変えた	1	
今まで通り仕事を続けた	1	
出産前も仕事はしていなかった	3	



問 10 あなたのお住まいの近く（概ね30分以内）に、お子さんの世話を頼める親族や友人知人などがありますか。

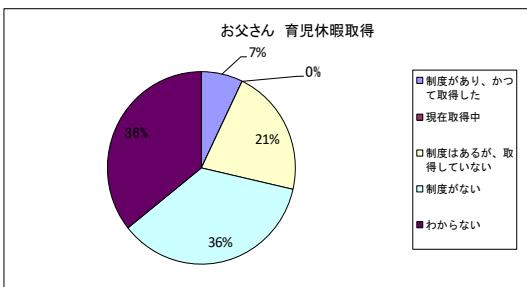
種別	回答数	合計
近くに気軽に頼める人がいる	8	
気軽ではないが、頼める人がいる	0	
近くはないが、頼める人がいる	3	
特に頼める人はいない	4	



問 11 お母さんとお父さんの育児休暇について、勤務先では育児休暇制度がありますか。また取得したことがありますか。

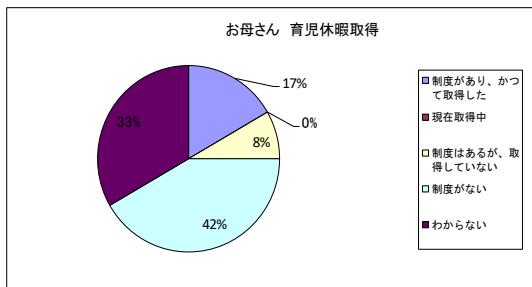
《お父さん》

回答数	
制度があり、かつて取得した	1
現在取得中	0
制度はあるが、取得していない	3
制度がない	5
わからない	5



《お母さん》

回答数	
制度があり、かつて取得した	2
現在取得中	0
制度はあるが、取得していない	1
制度がない	5
わからない	4

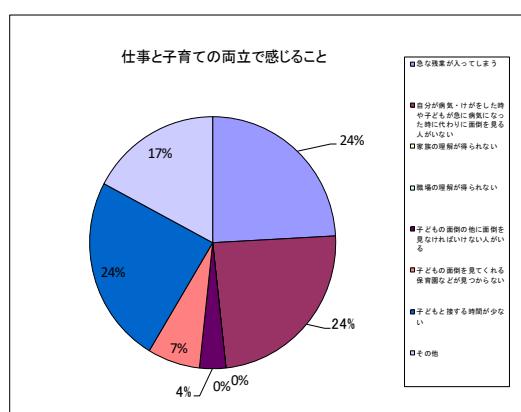


問 12 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることはなんですか。（いくつでも）

種別	回答数	合計
急な残業が入ってしまう	7	
自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない	7	
家族の理解が得られない	0	
職場の理解が得られない	0	
子どもの面倒の他に面倒を見なければいけない人がいる	1	
子どもの面倒を見ててくれる保育園などが見つからない	2	
子どもと接する時間が少ない	7	
その他	5	

★その他の意見

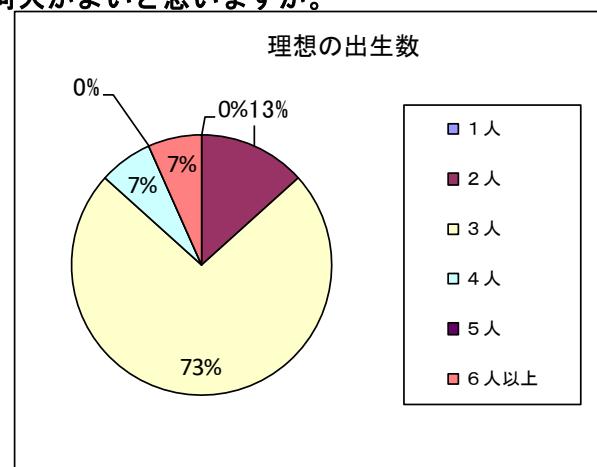
- 休日の子どもの預け先に困る
- 仕事が多い
- 特になし(2)



問13 あなたはお子さんを何人望みますか。

(1) 理想とする子どもの出生数は何人がよいと思いますか。

回答数	合 計
1人	0
2人	2
3人	11
4人	1
5人	0
6人以上	1



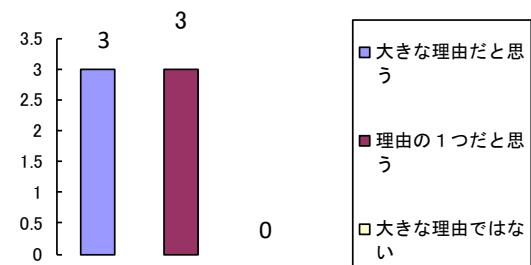
(2) 希望する人数と違った（にならなかつた）原因はなんですか。

次の項目毎に1つずつ〇をお願いします（理想と現実が違う方のみ）

1、経済的な理由で

	回答数
大きな理由だと思う	3
理由の1つだと思う	3
大きな理由ではない	0

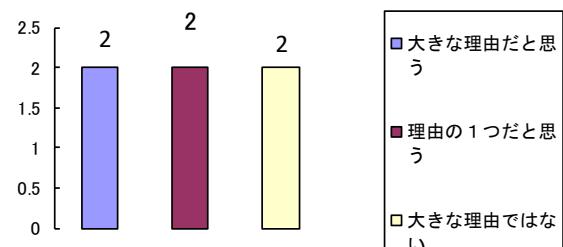
原因は経済的な理由で



2、家庭で育児をする人がいない

	回答数
大きな理由だと思う	2
理由の1つだと思う	2
大きな理由ではない	2

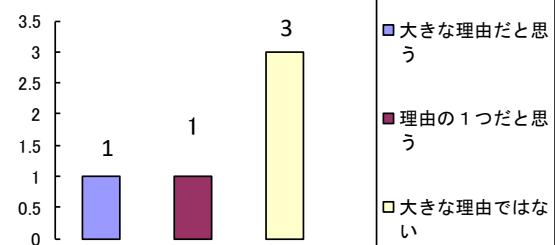
原因は家庭で育児をする人がいない



3、勤めのため自分で育児ができない

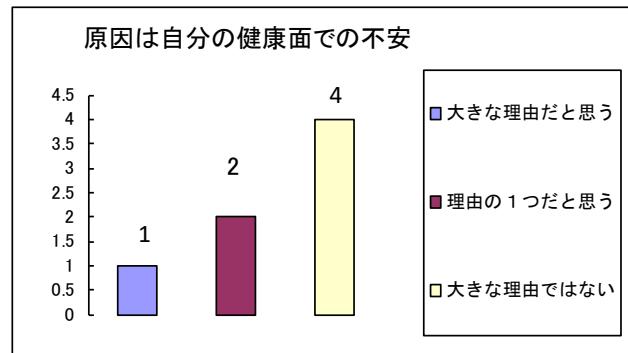
	回答数
大きな理由だと思う	1
理由の1つだと思う	1
大きな理由ではない	3

原因は勤めのため育児ができない



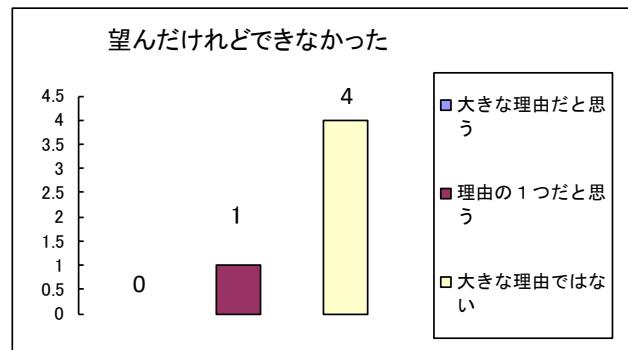
4、自分の健康面で不安がある 回答数

大きな理由だと思う	1
理由の1つだと思う	2
大きな理由ではない	4



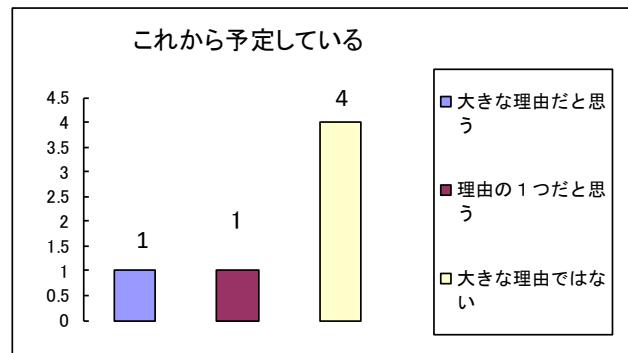
5、望んだけれどできなかった 回答数

大きな理由だと思う	0
理由の1つだと思う	1
大きな理由ではない	4



6、これから予定している 回答数

大きな理由だと思う	1
理由の1つだと思う	1
大きな理由ではない	4



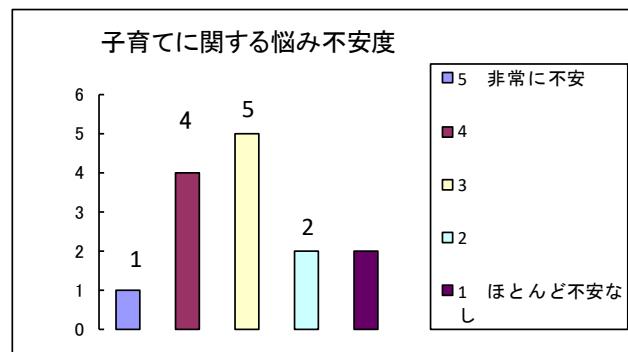
#### 7、他の意見

夫に断られた  
体力がもたない、子どもを産むにも育てるにも

問14 あなたは、子育てに関する悩みや不安をどの程度持っていますか。  
5段階で評価してください。

回答数

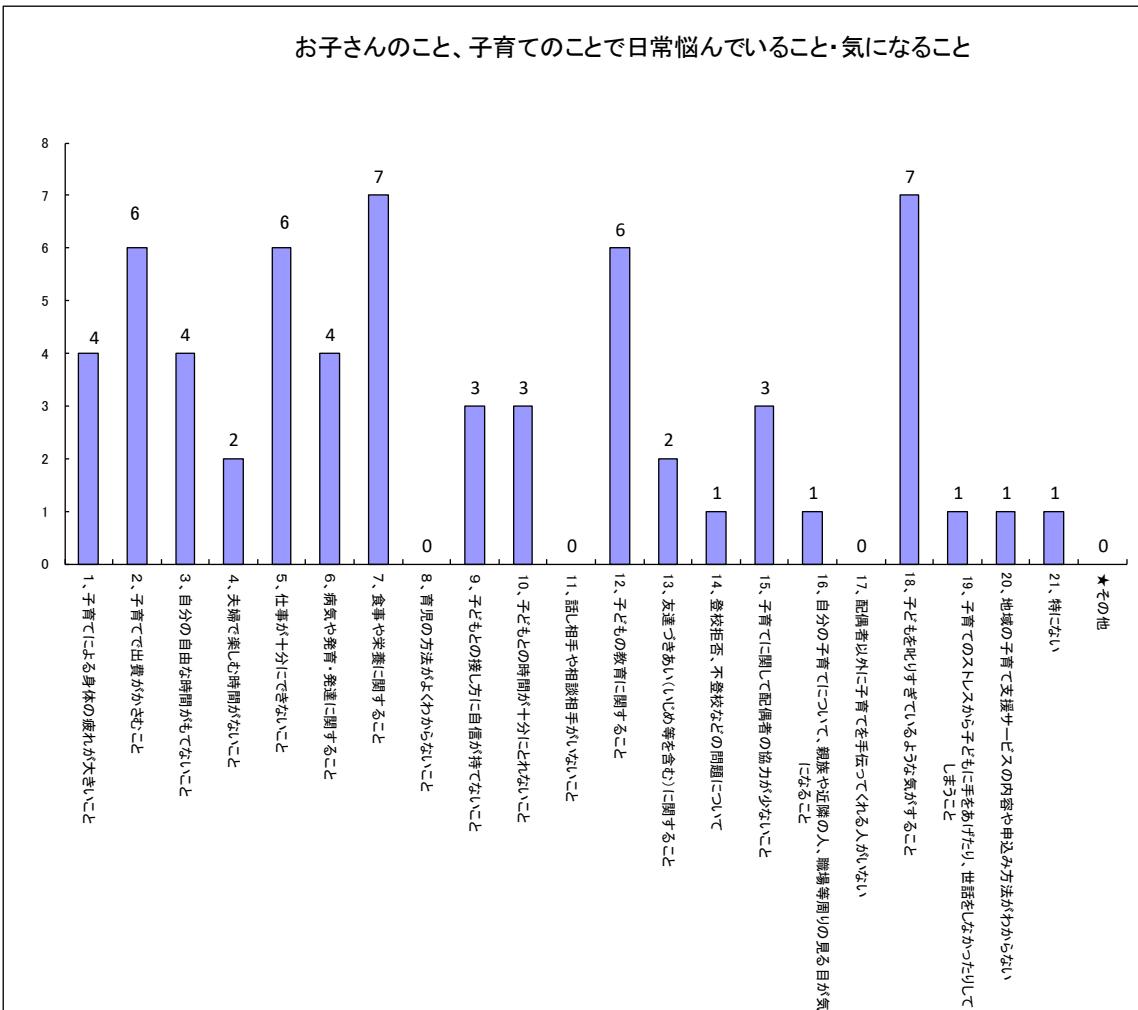
5 非常に不安	1
4	4
3	5
2	2
1 ほとんど不安なし	2



問15 お子さんのこと、子育てのこと、日常悩んでいること、または、気になることはどのようなことですか。（あてはまるもの全てに○）

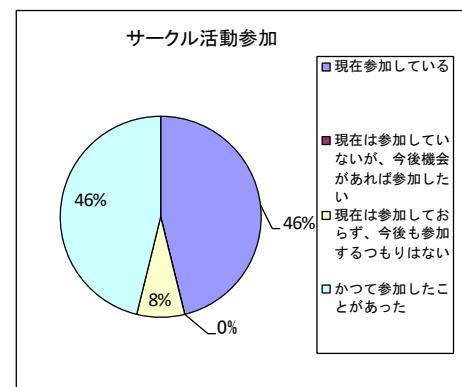
種別	回答数	合計
1、子育てによる身体の疲れが大きいこと	4	
2、子育てで出費がかさむこと	6	
3、自分の自由な時間がもてないこと	4	
4、夫婦で楽しむ時間がないこと	2	
5、仕事が十分にできないこと	6	
6、病気や発育・発達に関すること	4	
7、食事や栄養に関するここと	7	
8、育児の方法がよくわからないこと	0	
9、子どもとの接し方に自信が持てないこと	3	
10、子どもとの時間が十分にとれないこと	3	
11、話し相手や相談相手がないこと	0	
12、子どもの教育に関するここと	6	
13、友達づきあい（いじめ等を含む）に関するここと	2	
14、登校拒否、不登校などの問題について	1	
15、子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	3	
16、自分の子育てについて、親族や近隣の人、職場等周りの見る目が気になること	1	
17、配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	0	
18、子どもを叱りすぎているような気がすること	7	
19、子育てのストレスから子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと	1	
20、地域の子育て支援サービスの内容や申込み方法がわかららないこと	1	
21、特になし	1	
★その他	0	

★その他の意見 :



問16 あなたは子育てサークルなどの活動に参加していますか。

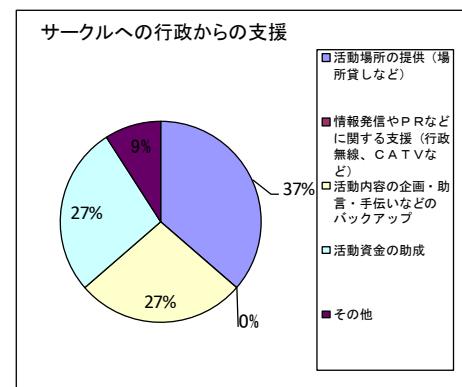
種別	回答数	合計
現在参加している	6	
現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい	0	
現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない	1	
かつて参加したことがあった	6	



問16-1 問16で1又は2に○した方のみ  
自主活動をする上で、行政からどんな支援を受けたいですか。（いくつでも）

種別	回答数	合計
活動場所の提供（場所貸しなど）	4	
情報発信やPRなどに関する支援（行政無線、CATVなど）	0	
活動内容の企画・助言・手伝いなどのバックアップ	3	
活動資金の助成	3	
その他	1	

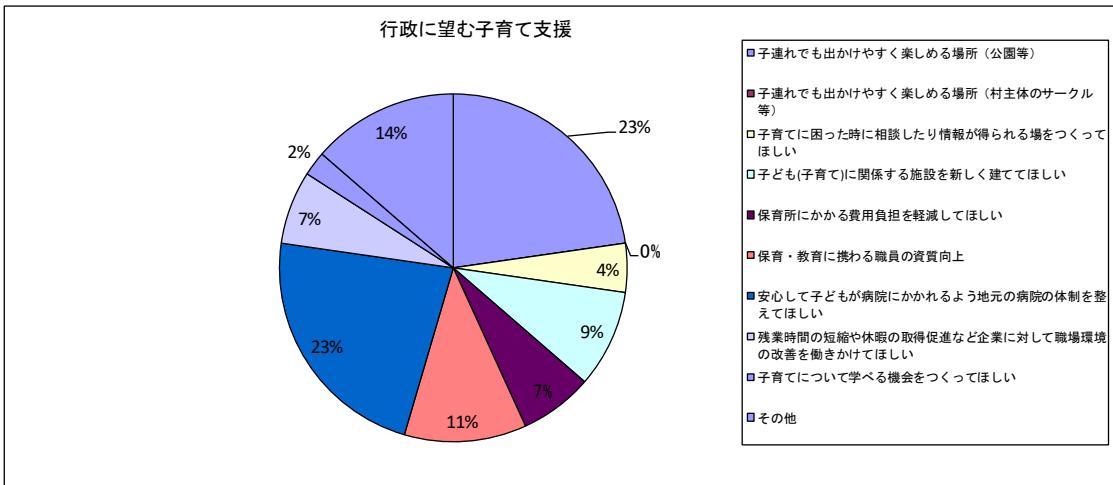
★その他  
特になし



問17 行政に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。（いくつでも）

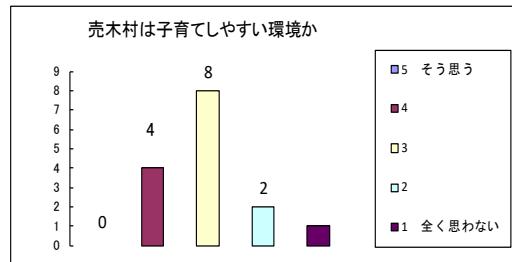
種別	回答数	合計
子連れでも出かけやすく楽しめる場所（公園等）	10	
子連れでも出かけやすく楽しめる場所（村主体のサークル等）	0	
子育てに困った時に相談したり情報が得られる場をつくってほしい	2	
子ども（子育て）に関係する施設を新しく建ててほしい	4	
保育所にかかる費用負担を軽減してほしい	3	
保育・教育に携わる職員の資質向上	5	
安心して子どもが病院にかかるよう地元の病院の体制を整えてほしい	10	
残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	3	
子育てについて学べる機会をつくってほしい	1	
その他	6	

★その他の意見



**問18 全般的にみて、売木村は子育てがしやすい環境だと思いますか。  
5段階で評価してください。**

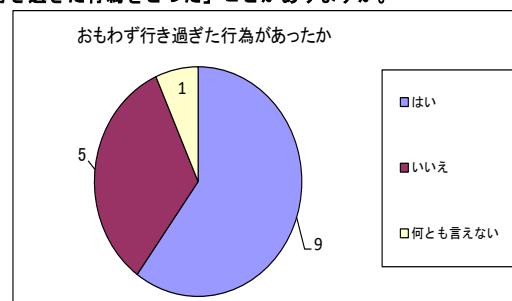
回答数	
5 そう思う	0
4	4
3	8
2	2
1 全く思わない	1



**問19 お母さんやお父さんについてお伺いします。**

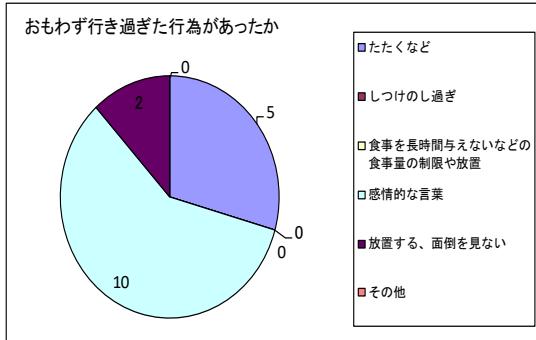
(1) お母さんは子どもに「思わず行き過ぎた行為をとった」ことがありますか。

回答数	
はい	9
いいえ	5
何とも言えない	1



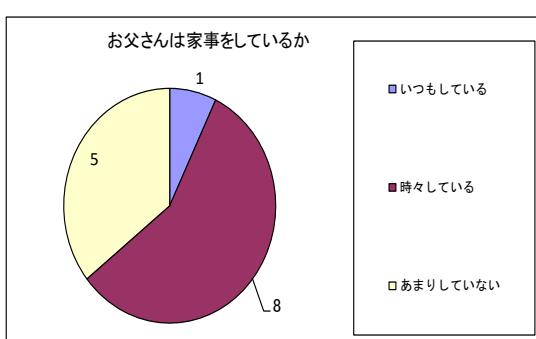
**問19 (1) で「1はい」に○をした方のみ  
それはどのようなことですか（いくつでも）**

回答数	
たたくなど	5
しつけのし過ぎ	0
食事を長時間与えないなどの食事量の制限や放置	0
感情的な言葉	10
放置する、面倒を見ない	2
その他	0



**(2) お父さんは家事をしていますか。**

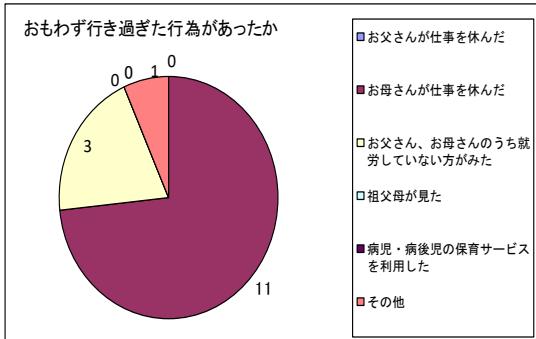
回答数	
いつもしている	1
時々している	8
あまりしていない	5



**問20 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合  
どうしていますか。(一番多いものに)**

回答数	
お父さんが仕事を休んだ	0
お母さんが仕事を休んだ	11
お父さん、お母さんのうち就労していない方がみた	3
祖父母が見た	0
病児・病後児の保育サービスを利用した	0
その他	1

\* その他  
病気やけがをしたことがない

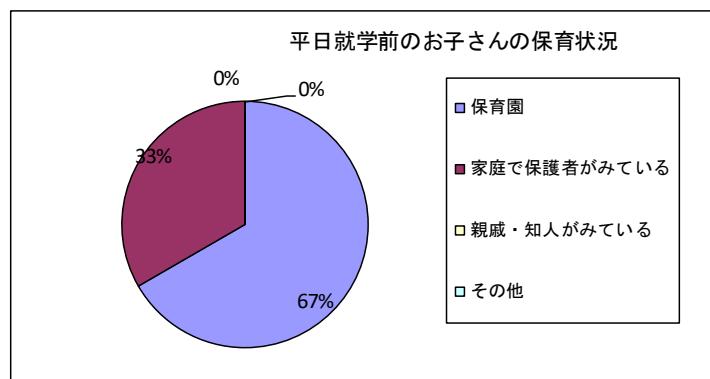


## 就学前のお子さんの平日の保育についての現状と希望

【未就学児を持つ保護者のみ】

問21 平日就学前のお子さんについて、現在の保育状況はどうですか。

区分	人数	合計
保育園	8	
家庭で保護者がみている	4	
親戚・知人がみている	0	
その他	0	



問22 問20でお子さんが「保育園」を利用されている方のみ  
早朝預け時間延長の希望がありますか。

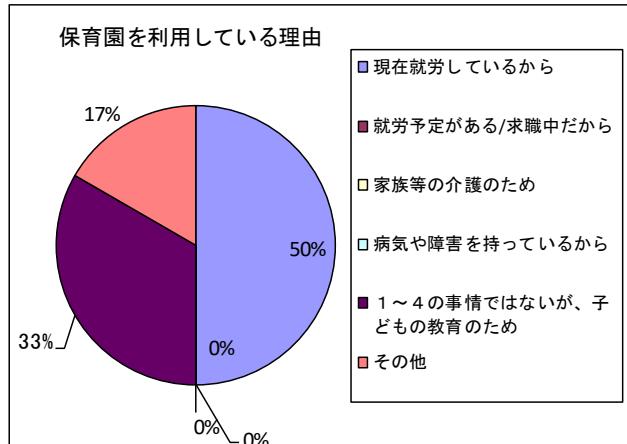
希望なし

問23 保育園を利用されている理由についてお伺いします。（主な理由に1つ〇）

区分	人数	合計
現在就労しているから	3	
就労予定がある/求職中だから	0	
家族等の介護のため	0	
病気や障害を持っているから	0	
1～4の事情ではないが、子どもの教育のため	2	
その他	1	

★その他の意見：

出産のため



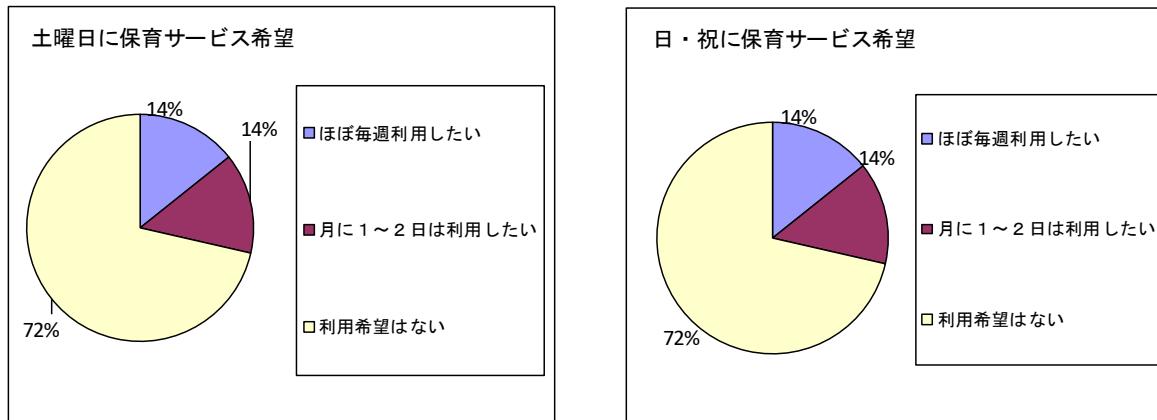
【未就学児を持つ保護者全員】

## 就学前のお子さんの土日(祝)の保育についての希望

問24 土日・祝日、就学前のお子さんについて、保育サービスの利用希望がありますか。

回答数	土曜日
1	ほぼ毎週利用したい
1	月に1～2日は利用したい
5	利用希望はない

回答数	日曜日・祝日
1	ほぼ毎週利用したい
1	月に1～2日は利用したい
5	利用希望はない



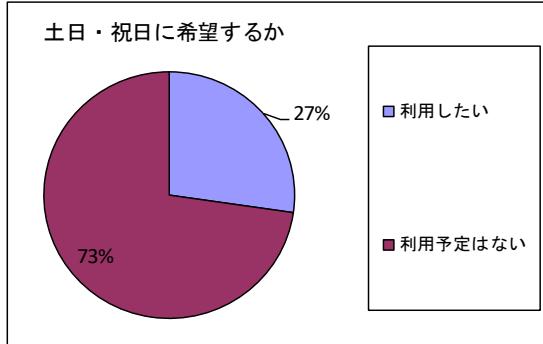
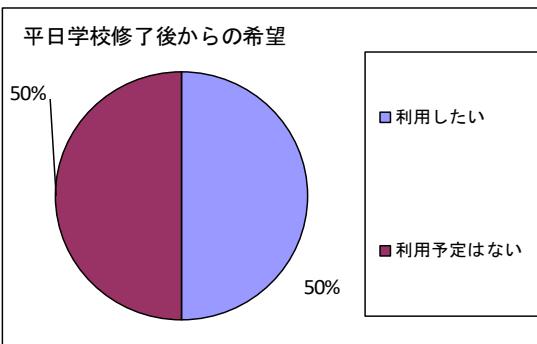
## 放課後児童クラブについてお伺いします

【小学生を持つ保護者のみ】

問25 当村で、放課後児童クラブが発足した場合利用希望がありますか。

《平日について：学校修了後から》	回答数
利用したい	5
利用予定はない	5

《土日・祝日について》	回答数
利用したい	3
利用予定はない	8

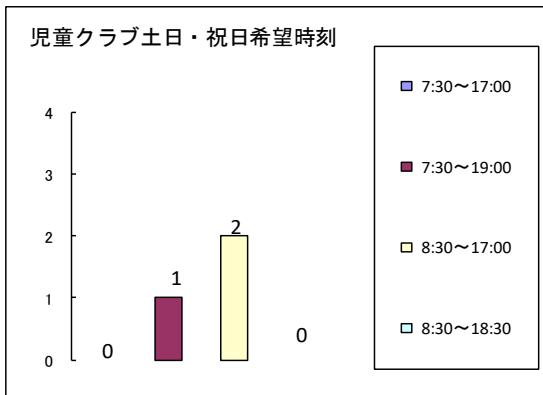
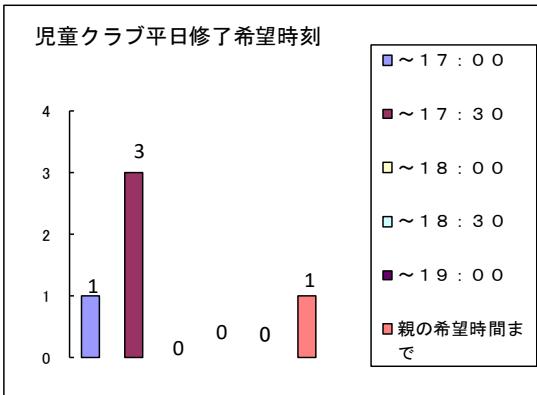


問25-1 問25で「利用したい」とお答えの方のみ  
放課後児童クラブの運営時間はどのくらいがいいですか。（24時間制で記入）

平日 学校修了時刻～	回答数
～17:00	1
～17:30	3
～18:00	
～18:30	
～19:00	
親の希望時間まで	1

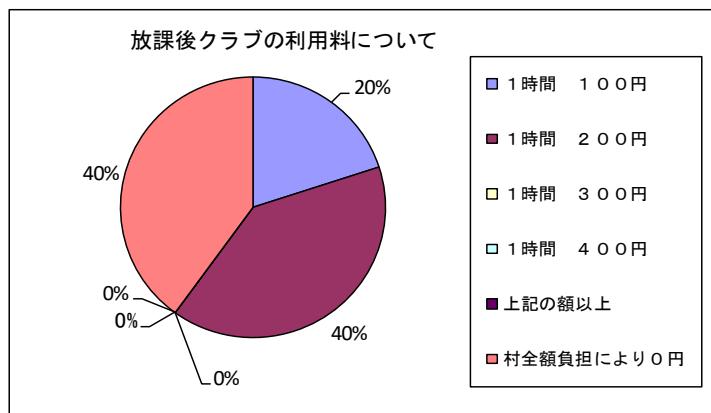
土日・祝日について	回答数
7:30～17:00	
7:30～19:00	1
8:30～17:00	2
8:30～18:30	

19:30



問25-2 放課後児童クラブを利用する場合、利用料についてはどのようにお考えですか。

区分	人数	合計
1時間 100円	1	
1時間 200円	2	
1時間 300円		
1時間 400円		
上記の額以上		
村全額負担により0円	2	



★その他の意見：